

**令和元年第3回七戸町議会定例会
会議録（第2号）**

令和元年9月11日（水） 午前10時00分 開議

○議事日程

日程第1 一般質問

質問者 山本泰二君 外2名

「質問事項及び順序（別紙）」

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（16名）

| | | | | | |
|----|-----|--------|-----|-----|--------|
| 議長 | 16番 | 瀬川左一君 | 副議長 | 15番 | 盛田惠津子君 |
| | 1番 | 中野正章君 | | 2番 | 山本泰二君 |
| | 3番 | 向中野幸八君 | | 4番 | 二ツ森英樹君 |
| | 5番 | 小坂義貞君 | | 6番 | 澤田公勇君 |
| | 7番 | 听清悦君 | | 8番 | 岡村茂雄君 |
| | 9番 | 附田俊仁君 | | 10番 | 佐々木寿夫君 |
| | 11番 | 田嶋輝雄君 | | 12番 | 三上正二君 |
| | 13番 | 田島政義君 | | 14番 | 白石洋君 |

○欠席議員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | |
|--|-------|---------------------|-------|
| 町長 | 小又勉君 | 副町長 | 似鳥和彦君 |
| 総務課長 | 中野昭弘君 | 支所長 (兼庶務課長) | 加藤司君 |
| 企画調整課長 (兼地域おこし総合戦略課長) | 田嶋邦貴君 | 財政課長 | 金見勝弘君 |
| 会計管理者 (兼会計課長) | 原田秋夫君 | 税務課長 | 附田敬吾君 |
| 町民課長 | 原子保幸君 | 社会生活課長 (兼城南児童館長) | 小山彦逸君 |
| 健康福祉課長 (兼七戸町包括支援センター所長・ 天間林老人福祉センター所長) | 氣田雅之君 | 商工観光課長 | 附田良亮君 |
| 農林課長 | 鳥谷部勉君 | 建設課長 | 仁和圭昭君 |

| | | | |
|--------------------|-----------|------------|-----------|
| 上下水道課長 | 井上 健 君 | 教 育 長 | 附 田 道 大 君 |
| 学 務 課 長 | 鳥谷部 慎一郎 君 | 生涯学習課長 | 田 中 健 一 君 |
| 世界遺産対策室長 | 甲 田 美喜雄 君 | 中央公民館長 | 高 田 博 範 君 |
| 南公民館長 (兼中央図書館長) | 高 田 美由紀 君 | 農業委員会会長 | 天 間 俊 一 君 |
| 農業委員会事務局長 | 三 上 義 也 君 | 代表監査委員 | 野 田 幸 子 君 |
| 監査委員事務局長 | 天 間 孝 栄 君 | 選挙管理委員会委員長 | 新 館 文 夫 君 |
| 選挙管理委員会事務局長 | 原 子 保 幸 君 | | |

○職務のため会議に出席した事務局職員

| | | | |
|---------|-----------|-----------|-----------|
| 事 務 局 長 | 天 間 孝 栄 君 | 事 務 局 次 長 | 中 村 孝 司 君 |
|---------|-----------|-----------|-----------|

○会議を傍聴した者（12名）

○会議の経過

一般質問通告一覧表

| 順序 | 質問者氏名 | 質問事項 | 質問要旨 |
|-------------------------------------|---|-------------------------|---|
| 1 | 山本 泰二 君 (一問一答式) | 1. 外国人労働者について | (1) 町内在住、在勤の外国籍を有する労働者について、業種、人数の把握はできているか。 |
| | | | (2) 外国人居住者、労働者に対する処遇（生活面、労働環境面、健康管理面等）でのケアはできているか。 |
| | | | (3) 七戸町で居住、労働する外国人をもっと積極的に受け入れる体制をつくるべきと思うが、町としてはどう考えるか。 |
| | | 2. 故盛田稔先生に関する ことについて | (1) 盛田文庫の管理、運用、公開はどのようにされているか。 |
| | | | (2) 故盛田稔先生をはじめ、七戸町が輩出した先人の業績を紹介、展示するスペースが必要と思うが、町としてはどう考えるか。 |
| | | 3. 生活困窮世帯等の子供の教育援助について | (1) 生活困窮世帯等の小中高校の子供がどのくらいいるか把握しているか。 |
| | | | (2) 生活困窮世帯等の子供の学力と進路について把握しているか。 |
| | | | (3) 生活困窮世帯等の子供の、進学及び学力向上のために、公的な学習環境を支援する必要があると思うが、町としてはどう考えるか。 |
| | | 2 | 佐々木 寿夫君 (一問一答式) |
| (2) 町で「非核平和自治体」として、町民に見える活動をしてはどうか。 | | | |
| 2. 保育園給食費について | (1) 幼児教育・保育の“無償化”に伴い給食の主食費・副食費とも実費徴収するのか。 | | |
| | (2) 給食費を無料にできないか。 | | |
| 3. 高齢者の生活を向上させるための取り組みについて | (1) 加齢性難聴についての町の実態はどうか。 | | |
| | (2) 補聴器購入の際に助成する考えはないか。 | | |

| | | | |
|---|-------------------|------------------------|--|
| 3 | 町 清悦 君 (一問一答式) | 1. 消費税増 税対応につい て | (1) 当町が管理する産直施設や東八甲田ロー ズカントリー等の商業施設のレジはどのよ うに対応するのか。 |
| | | | (2) キャッシュレス決済のポイント還元制度 も実施されるが、これを機に、多様な キャッシュレス決済に対応できるようにす る考えはあるか。 |
| | | 2. 商業の振 興策について | (1) 荒熊内地区開発計画に、同地区を中心と した商業振興策を組み込む考えはあるか。 |

○議長（瀬川左一君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

したがいまして、令和元年第3回七戸町議会定例会は成立しました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、9月10日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。

○日程第1 一般質問

○議長（瀬川左一君） 日程第1 一般質問を行います。

質問は、通告順に行います。

通告第1号、2番山本泰二君は、一問一答方式による一般質問です。

山本泰二君の発言を許します。

○2番（山本泰二君） おはようございます。

このたびは、新人という立場ではありますが、一般質問の席に立たせていただきます。

何分、不慣れゆえ、お聞き苦しい点があるかと思いますが、何とぞお許してください。臆することなく、元気いっぱい、質問させていただきます。

平成27年に1万5,719人であった七戸町の人口は、令和元年6月の広報によると、1万5,577人となっており、七戸町においても人口の減少に歯どめがかからない状態が続いております。近隣他市町村と同様、七戸町においても、少子高齢化、人口減少は喫緊の課題であることは、誰が見ても明らかであります。

国は地方創生を掲げ、町としてもさまざまな施策を通じて住みよいまちづくりを進め、移住の促進、人口流出の抑制に努めてきていますが、いまだ明るい兆しは見せていません。

そんな中、国としても、労働者不足を補うべく、外国人労働者の雇用を拡大する法改正を行いました。

これまでも、研修などの名目で七戸町及び近隣の市町村で働く外国人を見かけてきましたが、資格を取得することにより、在留期間の延長や家族帯同などが可能になります。

今後、七戸町でも、労働者不足や後継者不足の問題がますます顕著になってくると思われます。

人口減少、産業の衰退は、そのまま町の衰退につながります。さまざまな観点から、人口の減少に歯どめをかけることを考えていく必要がありますが、その一つとして、外国人の力を借りるということも考えていかなければならない段階に来ていると思います。

本日の一般質問では、まず一つ目として、外国人労働者の処遇関連について質問いたします。

さて、先だって、令和元年6月10日、七戸町名誉町民の盛田稔先生が御逝去されまし

た。7月23日には、盛田先生をしのぶ会が、多くの町民の参加の中、厳かにかつ盛大にとり行われました。

偉大な功績を残された盛田稔先生を失ったことの無念とともに、このようなすばらしい人物を輩出した七戸町という環境について、深く考えさせられました。

七戸町は、かつてより文化の町、歴史の町として知られています。

しかしながら、文化の町として見ると、どのような人物がどのような業績を残したのか、余り知られていないように思います。

二つ目の質問としては、盛田稔先生に関連して、七戸町が輩出した先人のことについて質問します。

住みよい町ということの中に、子育てしやすい町、誰にでもやさしい町ということがあると思います。子育て世帯にとり、子供の教育については、生活面、金銭面で直接的な関心事です。また、七戸町で学んだ子供たちが心身ともに健全に育つことこそが、この町を維持、発展させる原動力となると思います。

子供たちが育つ環境は、家庭の状況に大きく左右されます。特に世帯の収入によっては、十分な教育を受けることができないということもあり得ます。

教育機会を均等にするということでは、授業料の無償化は子供たちの学習機会の拡大につながっていると思います。しかし、それだけでは、経済的に恵まれていない家庭にとっては、高等教育にはかなりの負担が必要で、さらなる支援が必要と考えます。

三つ目の質問として、生活困窮世帯における子供の教育支援について質問します。

これより、質問者席に移り、質問をさせていただきます。

まず1番目に、外国人労働者についての質問です。

現在、七戸町にも何人かの外国人労働者、研修生が居住しています。

ことし4月の法改正により、外国人労働者の受け入れが拡大されたことを受け、七戸町でも外国人労働者及び居住者が増加することが見込まれます。

一つ目の質問です。

現在、七戸町で労働、研修に当たっている外国人の業種及び人数の把握はできているでしょうか。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） 山本議員の御質問にお答えいたします。

当七戸町における労働、研修などの外国人在留資格を有する登録人数については、令和元年8月末現在、44名となっております。

そのうち、技能実習としての在留資格者は39名です。

また、業種について把握しているかという御質問でありますけれども、一部把握できるものもありますが、全体としての把握はできないと、こういう制度にもなっております。

ちなみに、昨年度、7社の企業で雇用されておりますが、この企業イコール業種ではない部分もありまして、したがって、その業種については、全体は把握はできておらないと

いう状況です。

○議長（瀬川左一君） 2番議員。

○2番（山本泰二君） 了解しました。

続けて質問させていただきます。

母国から離れ、言葉や生活環境が異なる環境で、外国人居住者が不安なく生活できることが、今後とも労働人材として期待する上で必要なことと思います。

外国人労働者に関して、二つ目の質問です。

七戸町に居住している外国人労働者の生活面、労働環境面、健康管理面でのケアはできているでしょうか。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

外国人在留資格のある方については、町民と同様、行政サービスを受けることができます。

健康管理面では、特定健康診査、いわゆる特定健診とがん検診の案内をいたしております。また、事業者には、健康診断の実施が義務づけられております。

それから、生活面、労働環境においても、それぞれの分野で相談に応じることは町民と同様となります。

なお、技能実習については、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律、いわゆる技能実習法によって、関係者の責務、こういったものがあり、技能実習生のための生活指導や相談体制、これもしっかり整備をされております。

また、本年4月1日に施行された改正出入国管理法では、新たな在留資格となる特定技能が設けられ、外国人材を労働者として受け入れることが可能となりました。

この受け入れに関しては、外国人材の支援について、労働環境のみならず、日常生活における相談や苦情対応、それから、行政手続の支援、日本人との交流支援などの多くの項目が義務づけられております。

この受け入れ企業が行うべき多くの支援項目をサポートするためには、登録支援機関が行う制度もできました。ちなみにこの機関でありますけれども、実は近隣にはないと、近くでは青森市、八戸市ということになっております。ふえてくれば、恐らく十和田市などできるかと思えます。この機関は外国語に対応し、さまざまな支援を代行する事業所であり、現在、県内には九つの事業所、これが登録されております。

町として、こういった状況の中で、新たな行政支援が必要となることがあれば、対応していきたいと考えております。

○議長（瀬川左一君） 2番議員。

○2番（山本泰二君） 了解しました。

サービスを提供する側としては、十分な対応をしているということになると思います。が、生活習慣や文化が違うという点で、表面化しない不安や不満があるかもしれません。

そういった気持ちを丁寧に取り上げて、今後とも不安なく生活できる体制を維持していただくことを期待します。

次に、今後の人口減少、労働力不足を見据えて、七戸町でも労働、居住する外国人をもっと積極的に受け入れる体制が必要であると思います。

外国人労働者に関連して、三つ目の質問です。

このことに関して、町としてはどう考えているのでしょうか。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

人口減少による労働力不足というのは、全ての業種において重要な課題として、今後、浮上するものと思われまます。

この課題の対応策として、外国人材の活用は、事業者において、現実的な選択肢として考える時代になりつつあると思っております。

そこで、町としては、今回の法改正によって、技能実習や特定技能といった在留資格者を求める企業や事業所がどれぐらいあるのか、今のところよくわからない、未知の状況がありますが、この労働力不足時代の到来を見据え、町内各業種にわたり、そのニーズの把握というのはもう必要なことであり、順次そういった作業、ニーズの調査、そういった作業に今後着手して、町としての来たるべき時代に対しての対応づくり、対策づくり、こういったものが必要だろうと今考えておまして、そういった作業に今後入っていききたいというふうに思います。

○議長（瀬川左一君） 2番議員。

○2番（山本泰二君） 法改正なども踏まえ、今後の動向を注視しながら受け入れを考えていくということ、了解いたしました。

冒頭にも述べましたが、労働力や後継者の確保は町としての死活問題であり、その選択肢として、外国人労働者の受け入れは必要になってくると思います。町の維持、発展に資するような受け入れ態勢の確立をとともに考えていきたいと思っております。

続きまして、故盛田先生に関することについて質問いたします。

先だって、私の知人が、故盛田稔先生の残されたいわゆる盛田文庫について調べたいということで、町に問い合わせました。盛田文庫が旧西野小学校の文化交流センターに保管されているということは承知していますが、このときは、管轄の異なる町の職員2名が立ち会われたと聞いています。

このことに関連して、一つ目の質問です。

盛田文庫の管理、運用、公開はどのようになっているのでしょうか。また、今後、どのようにする計画でしょうか。

○議長（瀬川左一君） 教育長。

○教育長（附田道大君） 山本議員の御質問にお答えします。

盛田文庫につきましては、平成20年9月に、盛田稔氏より、書籍や古文書、歴史研究

資料等の蔵書約1万3,000冊が寄贈され、多くの皆様の御協力をいただきながら書籍の整理作業を行い、平成22年12月から七戸支所4階において、閲覧を希望する方への公開を始めました。

ところが、これだけの書籍の荷重ですので、建物に負荷がかかり過ぎることや、七戸支所において耐震改修工事が行われることから、書籍の公開は平成28年度で終了し、翌29年度には文化交流センターへ書籍を移動し、保管している現状であります。

今後、どのようにする計画かということですが、教育委員会としましては、以前のように全ての書籍を公開することは、施設の問題もあり、難しいものと考えますが、今後、財政的な協議を進めた上で、旧七戸幼稚園を改修し、中央図書館として活用することで、室内の一角に盛田文庫コーナーを設け、盛田稔氏が執筆された作品など、貴重な書籍を町民の皆様にごらんいただけるようにしたいと考えております。

○議長（瀬川左一君） 2番議員。

○2番（山本泰二君） 了解しました。

膨大な資料の整備、運用にはかなりの労力が必要です。公開範囲の限定も必要です。七戸町に関する資料については、利用しやすい運用をお願いいたします。

次に、先の質問と関連しますが、故盛田稔先生の人物や業績について紹介する施設があればよいと思っております。今後、盛田文庫として公開されるようであれば、ここに業績関連の資料を展示することもできると思います。

また、故盛田稔先生だけではなく、さまざまな業績を残した七戸町ゆかりの先人が多数おられます。

このことに関連して、二つ目の質問です。

故盛田稔先生を初め七戸町が輩出した先人の業績を紹介、展示するスペースが必要かと思っておりますが、町としてはどう考えているのでしょうか。

○議長（瀬川左一君） 教育長。

○教育長（附田道大君） お答えします。

教育や文化に御尽力された七戸町の先人についての御質問ということでお答えします。

町ゆかりの先人といえば、人それぞれに思いがありますので、一概にはこの方とは言えませんが、町には、盛田稔氏のように、町民の誰もが思うであろう偉大な先人の方々があります。この方々の業績を広く紹介することは大変有意義なことであり、教育委員会としてもその必要性は感じておりますが、所管する施設のスペースの問題や、紹介する内容の情報収集に大きな労力が必要となることから、近々に進めることは難しいものと考えております。

今後につきましては、先ほどの答弁でありました、旧幼稚園を中央図書館として活用することになった際、盛田文庫コーナーの一角にそのような紹介するスペースを設けるとか、町のホームページにおいて紹介するなど、当面、対応できる方法を検討したいと考えております。

○議長（瀬川左一君） 2番議員。

○2番（山本泰二君） 了解しました。

物理的スペースの問題もあり、また、どのような人物の紹介、展示をするか、選定の問題もあるということは理解します。

この際、提案として、いわゆるサイバースペース、ホームページ等において、七戸町ゆかりの人物を紹介するということを進めていただければと思います。

続きまして、三つ目の、生活困窮世帯等の子供の教育援助について質問させていただきます。

町では、生活保護世帯と生活保護を受けている世帯の子供について把握していることと思います。

しかし、生活保護を受けていなく、困窮状態にある世帯があるのではないかと思います。家庭によっては、ひとり親世帯で寡婦である場合、未婚である場合など、また、住居の状況など、要支援のさまざまな家庭の状況があるかと思います。

このことに関連して、一つ目の質問です。

町として、生活困窮世帯の小中高校に通う子供がどのくらいいるか、把握しているでしょうか。

○議長（瀬川左一君） 教育長。

○教育長（附田道大君） 山本議員の質問にお答えいたします。

生活困窮世帯の就学援助については、学校教育法第19条において、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないとされており、町では、就学援助費支給要綱を定め、生活保護受給世帯の要保護者と、要保護者に準ずる程度の困窮していると認められる世帯の準要保護者へ、学用品費や修学旅行費を扶助し、経済的な支援を行っております。

平成30年度の実績で申し上げますと、要保護及び準要保護児童生徒援助費として、小学校67名、中学校41名へ、計435万441円を支出しております。

また、小中学校においては、経済的要因により、児童生徒の学習に支障を来すと思われる事案を認識した場合は、教育委員会、福祉部局、外部関係機関等、関係部署が連携して支援方法について検討し、問題解決へ向けた支援を行っております。

なお、高等学校等に通学する生活困窮世帯の生徒数については、教育委員会で独自の調査は行ってないため、把握しておりません。

○議長（瀬川左一君） 2番議員。

○2番（山本泰二君） 了解しました。

こういった子供たちには、塾や習い事など、学校以外での学習機会も余り恵まれていないと思われます。

このことに関連して、二つ目の質問です。

生活困窮世帯の子供たちの学力と進路について把握しているでしょうか。

○議長（瀬川左一君） 教育長。

○教育長（附田道大君） お答えします。

子供たちの学力の達成度合いについては、生活困窮世帯等の児童生徒に限らず、全児童生徒について、学校内のテストや試験、学力・知能検査、国や県が実施する学習状況調査等の結果により、各学校において把握しております。

また、中学校の進路の把握については、教育委員会では、中学校から高等学校等への受験結果の報告を受けることにより、高等学校への進学率と高等学校別の進学者数は把握しております。

○議長（瀬川左一君） 2番議員。

○2番（山本泰二君） 一般的な考えとして、金銭的に恵まれていない家庭の子供は学習環境にも余り恵まれず、進路的にも高等教育を受けづらいのではないかと思います。

教育については、家庭の経済的な状況も重要な要素ですが、経済状況のいかんにかかわらず、子供たちがどのような進路を思い描き、結果的にどのような道に進んだか把握しておくことは、地域の人材を育てるという意味で必要なことと思います。

続けて質問ですが、子供の教育については、金銭的な面も含めて、その家庭の考え方があり、収入や支出のバランスを考えた上で、自助での計画的な教育方針を立てることが前提であると思います。その中には、さまざまな制度を活用したり、奨学金を受給したりすることもあると思います。

しかしながら、金銭的に余裕のある家庭とそうではない家庭には、教育機会の均等性という意味では差があるということは確かです。その中でどのような選択をしていくかは家庭の裁量ではありますが、能力のある子供に何とか教育の機会を与えることができないものかと思います。

このことに関連して、三つ目の質問です。

生活困窮世帯等の子供の進学及び学力向上のために、公的な学習環境を支援する必要があると思いますが、町としてはどう考えているのでしょうか。

○議長（瀬川左一君） 教育長。

○教育長（附田道大君） お答えします。

子供の学力に影響を及ぼす要因は一樣ではないと思われませんが、その中でも、生活困窮が学習機会の均等性を失う一つの大きな要因であると考えております。

生活困窮が要因となって学習に支障を来すような事案をいち早く発見し、どのような支援が必要なのか、関係機関と情報を共有しながら対応しております。

学力向上のための公的学習環境の支援としては、県福祉部局の生活困窮世帯等学習支援事業を活用し、ことし7月より、観光交流センター多目的室において、小学4年生から中学3年生を対象に、月に2回程度の学習講習会を開催しております。

また、進学のための町の支援としては、現行の奨学資金貸付金制度を継続してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川左一君） 2番議員。

○2番（山本泰二君） 了解しました。

町の運営する学習会、塾があることが望ましいと思いますが、県でも勉強会があるということであれば、積極的にPRして、活用してもらえるようにすべきだと思います。町にも人材はあると思うので、ボランティアなどによる学習会の機会を設けてもらいたいと思います。

以上をもって、私の一般質問を閉じさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（瀬川左一君） これをもって、2番山本泰二君の質問を終わります。

次に、通告第2号、10番佐々木寿夫君は、一問一答方式による一般質問です。

佐々木寿夫君の発言を許します。

○10番（佐々木寿夫君） 今定例会では、私は、まず、平成20年9月11日、七戸町議会で決議された非核平和自治体宣言について取り上げます。

この宣言は、世界の恒久平和は人類共通の願いです。しかし、今なお存在する核兵器は、人類の生存に深刻な脅威を与えています。

我が国は、唯一の被爆国として、あらゆる機会を通じて、核兵器廃絶を訴えていかなければなりません。

七戸町は、非核三原則の堅持と恒久平和を求め、非核平和自治体であることを宣言しますと述べています。

我が町は、この宣言をした自治体として、ふさわしいあり方や活動を考えていかなければなりません。このことについて、幾つか質問いたします。

次に、幼児教育・保育の無償化がこの10月から実施予定ですが、保育園給食費の取り扱いについて、新たな負担となる可能性のある世帯が発生します。

我が町は子育て支援が進んでおり、義務教育無償化の観点から、学校給食費の無償を実施しています。

このことから、保育所の給食費について質問いたします。

3点目は、高齢者が安心して社会生活を営むことができるようにするため、加齢性難聴の問題を取り上げました。

難聴になると、家族や友人との会話が少なくなり、会合出席や外出の機会が減り、コミュニケーション障害が起こるとされています。認知機能の低下にもつながり、引きこもりの原因にもなります。

このようなことから、難聴の対策は重要と考えます。

その対策としての補聴器について質問いたします。

以上で壇上からの質問とし、質問者席に移らせていただきます。

まず最初に、非核平和自治体宣言の取り組みについて質問いたします。

非核自治体宣言は、先ほども述べたように、唯一の原爆地獄の惨禍を経験した被爆国日

本の自治体が宣言して当然のことで、事実、全国のほとんどの自治体で宣言されています。

七戸町では、平成20年に宣言してから既に11年たっていますが、ほとんどの町民の方々がこのことを知らないし、また、このことについての取り組みがありません。これは大変に重大なことと思っています。

この宣言の意味の重大さから考えて、今からでも、七戸町が非核自治体宣言をした、その内容は、非核三原則、核兵器を持たない、持ち込まない、つくらないの堅持と、恒久平和を求めることであることを町民にさらに知らせる必要があるのではないか。

十和田市などでは、この宣言を象徴する柱を庁舎の前に建てています。

我が町でも、記念する石碑を庁舎前に建てたらどうか。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） 佐々木議員の御質問にお答えいたします。

県内の市町村では、非核平和の宣言と同時に、記念碑等を設置している事例も見受けられます。

当町においては、平成20年9月に宣言後、既に11年の年月が経過しておりますが、重大なことであるという認識は持っております。しかし、その記念事業としての石碑の建立、これは今のところ考えてはおりません。

○議長（瀬川左一君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） この平和自治体宣言は重大だという認識は共通しているのですが、それを石碑などできちんと明確にするということについては考えていないということですが、これはこれからの課題として考えていただきたいと思います。

次に、非核平和自治体宣言は、1回宣言したらそれで終わりということではなく、あらゆる機会をとらえて、核兵器の恐ろしさについての学習と、核兵器廃絶を訴えていかなければならないと思います。

我が議会でも、昨年、核兵器禁止条約を結ぶ意見書を国に提出しています。

そこで、原爆被爆展の展示をするなど、町で非核平和自治体として町民に見える活動をしてはどうでしょうか。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

戦後、ことし74年、太平洋戦争が終わって74年、大変な年月が経過しておりますけれども、8月6日と9日に原爆が投下された、その悲惨な状況というのは、いろいろな資料、私も現場を見たりいたしまして、これもいわゆる決して忘れてはならない、体験した実際の年齢の人がもう何も残っていないということですが、やはり戦争を体験しない我々でも、その悲惨さ、あるいはまた、二度と起こしてはならないと、そういう思いはしっかり伝えていかなければならないと思います。

そして、町では、平和に関する取り組みについて、これまで特に行ってきたはおりませ

んが、非核平和宣言の自治体として、まず町民の皆さんに、平和や非核の記念の日にあわせて、広報等で周知、啓発を図り、機運を高めてまいりたいと思っておりますし、その後、その石碑なり、あるいはまた標柱なり、こういった建立というの、今後、いろいろ皆さんと相談をしながら、その建立等々もやっぱり考えていくべきものであると思っております。

○議長（瀬川左一君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 戦後74年たって、しかし、原爆の悲惨さは、世界で唯一の被爆国である日本が世界の国々にその悲惨さを教える責務があると思っております。

町長は、町民の皆さんに広報等で周知を図る、あるいは、石碑等についてはこれから検討するというふうな答弁ですので、核兵器をなくする取り組みは、やめることなく取り組んでいかなければならない課題だと思っておりますので、これからの取り組みをお願いするものであります。

次に、保育園の給食費の問題について質問します。

この10月から実施される幼児教育の無償化では、3歳から5歳児の保育料は無償化されるが、昼食などの副食材料費が公的給付の対象から外され、保育施設が実費徴収することになります。

国基準では、生活保護世帯や3人目の子供や年収360万円以下の世帯については、副食材料費が新たに免除されることになりました。ただ、それ以外の年収360万円を超える世帯は負担しなければなりません。月約4,500円だと思います。

負担増にさせないため、多くの自治体では、国基準に独自の財源を上乗せして、保護者から徴収する保育料の徴収基準を低く抑えているので、自治体は何らかの手当てをしなければ負担増になる可能性のある世帯も発生します。自治体によっては、副食費だけではなく、主食費も徴収するとか、対応が分かれています。我が町では、主食費、副食費とも、保育所において実費徴収をするのか、伺います。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

今、佐々木議員、多くの自治体でいろいろな独自の援助ということをおっしゃいましたが、私にはそういった情報というのは余り入ってきておりません。

それから、負担増になるというのは、恐らくないだろうと考えております。

したがって、幼児教育・保育の無償化に伴って、保育料は無償となる、これは全てではないのですけれども、非常に中身が複雑になっておりますけれども、給食の主食費と副食費については、各保育所、あるいは認定こども園で実費の徴収、これはしていただくということになります。

○議長（瀬川左一君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 町長は負担増にならないというのは、それはそれで現在も集めているわけですから、さらに集めても、それは負担増にはならないということはわかる

のですが、そういう可能性もあるということで話をしています。

もしこのまま推移して、主食費や副食材料費を今までどおり徴収する、こういう場合には、滞納の問題や、滞納した世帯の子供の問題や、実費徴収を行う保育施設の実務の問題などが発生してきます。主食費であれ副食費であれ、給食費を、秋田県では全県で始め、各自治体でのこの負担軽減の対応が出てきています。広がっています。

町では、保育所の子供たちの世帯の給食費を無料にできないか。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） 七戸町で保育所並びに認定こども園を利用している幼児、これが令和元年9月1日現在、427名で、そのうち幼児教育・保育の無償化の対象者は、3歳から5歳児の園児と、ゼロから2歳児の町民税非課税世帯でおよそ260名となります。

この無償化対象者260名のうち、副食費を徴収される園児がおよそ160名で、その年間にかかる経費、これを試算するとおよそ1,000万円ぐらいになることから、現段階では副食費を町が支援するという事は考えておりません。

そして、壇上でお話しになりました、義務教育の給食費との比較でおっしゃいましたけれども、義務教育は町内全ての子供が対象であります。今の場合は、全ての幼児ではありません。したがって、限られた子供に対する援助というのは、いわゆる税金を投入する必然性というような、こういったものはやっぱりちょっとない、あるいはまた、一つ問題になることにもなります。したがって、この場合は考えておりません。

○議長（瀬川左一君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 我が町では、全国に先駆けて、義務教育費無償、子供の子育て支援の充実ということで、学校給食費を無償にしてきました。にもかかわらず、幼児の給食費は有料にするというのは、政策の一貫性から言っても問題が多過ぎます。町長は、全ての子供が対象ではなく、幼児の場合には均等性に問題があるのではないかという話ですが、給食費を無料にして、幼児が安心して通うというのは、その点で考えると、政策の一貫性というのは保たなければならない。均等は、いわゆる政策の平等性という点では問題があるというふうに町長は認識していますが、それよりも、無償のほうがより大切ではないかと。そういうことで、七戸町では全国に先駆けて給食費の無料もやっているわけで、この辺について考えていただきたいと思います。

次に、高齢者の生活を向上させるための取り組みで、加齢性難聴について質問いたします。

まず、加齢性難聴についての町の実態はどうかということで、聴力が規定以下で、身体障害者の認定を受けた場合、障害者総合支援法によって補聴器購入時に補助を受けることができます。現在、この人数は何人ぐらいでしょうか。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

聴覚障害者として認定される方の人数、これは47名。そのうち65歳以上の方の障害

者は41名となっております。

○議長（瀬川左一君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 高齢者の加齢による難聴は、ほとんどの場合、聴力が障害認定に該当しなく、法による補助の対象外となります。

近年、高齢人口の増加に伴い、高齢者の生活環境の悪化の中で、自治体に対して、加齢性難聴者の補聴器購入への補助を求める動きが広がっております。そして、全国では20自治体ほど、補助を実施する自治体も生まれています。

高齢者は、70歳代の男性の23.7%、女性では10.6%、80歳代では男性の36.5%、女性の28.8%の人が難聴になっていると言われております。

しかし、現在、難聴者の14.4%しか補聴器をつけていないという推計もあり、理由の一つは、補聴器の価格が高過ぎる。補聴器は3万円から30万円以上のものもあり、平均で15万円と、補聴器が高過ぎるとの声が多くあります。保険適用ではないので、全額負担となります。

我が町でも、補聴器購入の際に補助する考えはないか。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

町での加齢性難聴者の人数、これは特定健康診査には聴覚検査がないことから、しっかりした人数の把握はできていませんが、70歳以上の3割が難聴ということになれば、障害認定外の方がおよそ1,300名と推計できます。平均で15万円、この補聴器に国の助成がなく、町独自で行うということは、財政的にも厳しいと考えております。

それから、難聴と認知症の関連性について、現在、国が補聴器使用による認知機能低下予防の効果について研究していると、あるのではないかと、そういうことで研究をしているみたいでありますので、そうなってくると、国主導でのそういった助成というのは、あるいはあり得ると考えておまして、結果を待ちたいと思います。

それから、町として、難聴を含めた加齢に伴う心身機能の低下の予防、それから、生活習慣病等の重症化予防など、健康指導、これは継続をし、充実させることで、健康寿命を延ばす、これがいわゆる難聴防止にもつながっていくと思っております、そちらの健康維持増進、このほうに今のところ力を入れていきたいと思っております。

○議長（瀬川左一君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 財源的には難しいということなのですが、そして、健康指導によって健康寿命を延ばしていくと、そういう対策でいくということですが、難聴になると、他人とのコミュニケーションがとりづらくなり、認知症やうつの原因ともなります。これらに対して、町で取り組みをしっかりと行うことで、高齢者の生活を充実させるのみならず、町のさまざまな財源などにも影響がいくわけですから、これから高齢者の難聴についての健康指導の充実を求めます。

以上で、質問を終わります。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） 先ほどの給食の無償化なのですが、給食費、いわゆる義務教育の関連でおっしゃいましたけれども、これは学習指導要領の中に学校給食がしっかりとわれております。憲法でも義務教育は無償化ということもありまして、やらないほうが本当は問題。だから、今の選挙でも、ある政党は無償化を打ち出しておりました。その反対に、今のこども園、あるいは保育園、そういったところの無償化というのは、そういったとしても限られた人数ということもあります。ですから、しっかりした方向性がないうままに、ただただ助成をするというのは、やっぱり問題になるということでありまして、できればあれもこれもただにしたいという思いはありますけれども、やはりいわゆる税金で賄っている行政の財産というのは、やっぱりしっかりした方向性を持ってすべきであるというふうに思います。

○議長（瀬川左一君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） あれもこれもということで、方向性があやふやに、あいまいになるのではないかというのですが、方向性は明確です。子供の給食、そういうものは無償にするという、そういう方向性は明確ですから、その辺は……。

以上。

○議長（瀬川左一君） これをもって、10番議員、佐々木寿夫君の質問を終わります。ここで、暫時休憩します。

11時5分まで休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（瀬川左一君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

次に、通告第3号、7番 唸清悦君は、一問一答方式による一般質問です。

唸清悦君の発言を許します。

○7番（唸 清悦君） 6月定例会では、人口減少対策について一般質問させていただきました。

私は、人口減少問題は経済の問題であり、一人一人の所得や貯蓄の問題だと思っています。

10月1日から消費税が10%に増税されます。消費税は、全ての国民が生きていくための必要な食料を毎日購入する際にも、必ずついてまわる最も身近な税金であり、低所得者ほど負担が重くなる逆進性の強い税金です。

ことし7月に行われた参議院議員選挙は、史上2番目の低投票率になりました。

その消費税の増税の問題が、既成政党の与野党間で大きな争点にならず、政策の違いが明確ではなかったことが低投票率につながったと思っています。

消費税の問題点については、れいわ新撰組の山本太郎代表が、今回の参院選の街頭演説や、その後に出演したテレビ番組でさらに詳細に説明しており、それらはYouTube

でいつでも見ることができますので、消費税の問題についての私からの説明は大部分を省略いたします。

平成元年4月から3%で始まった消費税は、平成9年4月に5%、平成26年4月に8%に増税されてきました。

世界のどの国も緩やかなインフレで成長しているときに、日本だけが20年以上もデフレが続いているという結果が明らかになりました。

都市部や大企業との所得格差が大きいところへ、さらに消費税増税による景気の悪化が重なった場合に、当町の経済や人口の流出はどうなるのだろうかと不安を感じています。

軽減税率、ポイント還元制度、プレミアム商品券などの施策も同時に実施するあたりを見ると、消費税増税後は景気が悪化することを予想しての対策を講じたものだと思っています。

今回の消費税増税は、複数税率の商品を扱う事業者には負担がかかるだけではなく、これまで何とか経営してきた町内の小売業者の廃業を早め、小売業者の淘汰を加速させるのではないかと危惧しています。

しかし、インターネットの進展と、それに伴うキャッシュレス決済、スマホ決済は、時代の流れ、世界の動きであり、国の政策にかかわらず、乗りおくれないようにしなければなりません。

当町が管理している商業施設の消費税増税対応等をどのように進めているのか、伺います。

景気の悪化と大資本との競争で、地元の商業者がますます厳しくなることが予想される状況下で、唯一明るい材料は、新幹線駅周辺の開発が進んでいることだと思います。これを商業の振興策にどのように生かしていくのかについても伺います。

当町の消費税増税対応と商業振興策について、質問者席に移動して質問いたします。

最初に、消費税増税対応について伺います。

増税前の駆け込み需要で、最も景気がよいのはレジのメーカーではないかと思っています。テレビで紹介されたメーカーは、前年の同時期に比べ3倍の注文が入っており、従業員には3時間残業してもらい、生産対応しているとのことでした。

今回の消費税増税は、軽減税率の導入により、複数税率となったことから、現在使用しているレジの税率を8%から10%に設定するだけでは済まず、複数税率に対応したレジに買い換えなければならない事業者が多いようです。

注文したレジの納入が10月1日までには間に合わず、設置や取り扱いの説明なども考慮すると、10月中ごろからでない新しいレジが使えず、それまでは手書きで対応しなければならないと不安を訴えている小売店の経営者も紹介されていました。

1点目に、当町が管理する産直施設や東八甲田ローズカントリー等の商業施設のレジはどのように対応するのか。そして、10月1日からはスムーズに対応できるように準備はできているのか、伺います。

現在、産直施設の価格表示のラベルは、税込み価格のみの表示となっておりますが、これについても伺います。

価格をめぐるトラブルを避けるためにも、ほかのスーパーのように、本体価格と税込み価格の両方が表示されたラベルにかえてはどうかと提案しておりましたが、価格表示のラベルはどのようになるのか、伺います。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） 町議員の御質問にお答えいたします。

産直施設や東八甲田ローズカントリーのレジについては、取り扱っている商品によって複数の税率に対応する必要があることから、標準税率の10%と軽減税率の8%に対応したレジを10月1日から対応するという事で予定をしております。

次に、価格表示ラベルについては、総額表示が義務づけられております。また、表示例が国から示されておりますので、その中から、大手小売店の表示、これを参考にしながら、誤解のない表示をしたいと。大手小売店は、税込み価格を小さくして、本体価格が大きい、その辺は十分に参考にし、一つのテクニックだと思いますけれども、その辺もやっぱり対応していくということにしております。

○議長（瀬川左一君） 7番議員。

○7番（町 清悦君） レジについては問題なく対応できていることがわかりました。

2点目に、キャッシュレス決済について伺います。

今回の消費税増税では、キャッシュレス決済のポイント還元制度も実施されますが、これを機に、多様なキャッシュレス決済に対応できるようにする考えはあるのか、伺います。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

キャッシュレス決済については、本年4月に、道の駅しちのへの、これは物産館のほうですけれども、インバウンド対策として、日本人でも使用可能、そして中国人向けスマホアプリ、これを導入いたしました。いわゆる県で導入しているオリガミペイですけれども、これをいち早く導入をいたしております。やはり何人か使用している人がいるということで、中国のアリペイだとか、そういったものとも連動するという事でもあります。

また、クレジットカードによる決済、これも既に導入済みとなっております。

いわゆるスマホ決済は10種類以上あります。今、いわゆる乱立状況ということで、今後、幾つかに絞られる可能性があり、また、一つのソフト端末で複数のアプリに対応可能なシステム開発が進んでいるというふうにも伺っております。

今後は、こうした状況、それから利用者にニーズに耳を傾けながら、利便性と、それからコストを勘案し、より適したもの、これを導入していきたいと思っておりますし、将来は物産館のみならず、いわゆる産直部分だとか、あるいはまたその他、いわゆる町内の事業者の方にも、そんなにお金がかかるというものではないので、導入を進めていきたいと

いうふうに思います。

○議長（瀬川左一君） 7番議員。

○7番（所 清悦君） 今、カードとか、スマホ決済できるアプリとか、乱立状態ということで、幾つかに多分淘汰されていくだろうと思っています。

一つ心配なのは、その中で、ではNANAカードがどういう位置づけになるのかなというのやや心配しております。

消費税に関して、今回、質問を考える上で、気がついた点を、意見を一つ述べて、次の質問に移ります。

5%に増税したときは、景気悪化により、就職氷河期を迎え、そのころに就職でつまずいたロスジェネレーションと呼ばれる35歳から45歳の世代が不安定な雇用形態で働くことになり、これが少子化にもつながっているようです。

平成22年の国勢調査による当町の35歳から39歳の男性の未婚率は、全国の35%に対して当町は47%と、12ポイントも高いということを前回の一般質問で述べました。そのあたりの年代がその影響を受けている可能性もありますので、第2期総合戦略策定の際には、この点についても分析をしていただきたいと思います。

質問2に移ります。

商業の振興策について伺います。

以前にも、荒熊内地区開発計画には、同地区にいかにお金を落としてもらうかという計画が必要だとの考えを述べております。

令和7年の国体では、新体育館が剣道の会場として使用されますが、県外から訪れる選手や関係者はどこに宿泊するのか、宿泊する日の夜はどこで食事をするのか、午後9時を過ぎるとコンビニしかあいていない駅周辺に宿泊施設がふえるのかなど、いろいろと気になることがあります。

観光客が宿泊と飲食で落としてくれるお金は、帰りにお土産を購入する以上に大きいと思います。駅周辺のにぎわいをさらに創出していくために、そのようなことも含めた商業振興策を荒熊内開発計画に組み込む考えはあるのか、伺います。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

荒熊内地区開発計画は、同地区を新市街地として形成し、都市機能、これを集約するための指針とするために、平成29年度に策定し、現在、第1次基本計画に沿って、七戸畜産農協周辺用地を開発するというところで進めているところであります。

当該地区、それは新幹線駅や道の駅、大型商業施設を有し、住宅やアパートの建設が進み、交流人口、それから関係人口、この増加が一層見込まれると思っております。今も一般住宅、あるいはまたアパート、そういったものは建築ラッシュと言ってもいいかと思っております。今でも土地のいわゆる手当なり、あるいはまた、建てるための準備をしている方があるということでもあります。

このような状況を踏まえて、今後、関連する計画等を策定する場合においては、商業振興に関する内容を組み入れながら、町内外の事業者等を含む民間事業者の参入、こういったものを視野に入れ、取り組んでいきたいと思っておりますし、宿泊の関係、御心配されております。前から誘致活動をしておりますホテル、なかなか具体的に、一応資料はもらうのですけれども、その後のやっぱり反応が余りないということで、唯一、八甲田温泉にも少し頑張っ、ぐっといいものをつくっていただきたいと思っております。

順次、原発の関係とか、そういったものがあります。ですから、そういったものがある程度順調に動いてくると、あるいはそういったもののやっぱり進出というのも考えられますけれども、今の住宅とかそういったもの、アパートなり、いわゆる人口がだんだんだん集積しておりますので、そうなってくると、食べる場所、飲む場所というのは必要になってくる。早くそういったちょうちんをぶら下げていただきたい。そういうものがあることによって、ホテル事業者もやっぱりいろいろ検討を具体的に始めるということになるみたいでありまして、その辺も含んで、いろいろ取り組んでいきたいと思っておりますし、きのう説明しました七戸畜協内のいわゆる2カ所の多目的な広場、これは当初、補助金を使う予定でありました。けれども、補助金を使うとなると、それ相応に、何をつくるのと、具体的につくらなければなりません。そうすると、つくれば、今度は簡単に転用できないと。将来、例えば商業関係の資本の進出でも、これは絶対できないということになります。それから、その後、いわゆる公共施設の集約と、こういったものも、いわゆる簡単に、違反でありますから、繰り上げ償還、こういったものをすればいいのですけれども、それまでしてやるわけにはいかないということで、多目的な広場で2カ所とっております、今後、いろいろなお話が来た段階で、そういうある程度自由な発想で開発が進めるようにということで、今取り組んでいる最中でありまして、

○議長（瀬川左一君） 7番議員。

○7番（听 清悦君） 自由に競争させると、強いものがより強く、あるいは大きくなり、弱いものはいずれ吸収、あるいは淘汰されていきます。

当町に本社がある事業者で、町外や県外にも積極的に事業展開している事業者は数えるほどしかありませんが、町外や県外に本社を置く事業者が当町に進出している例のほうが断然多いように感じています。今のままで時間が経過すれば、当町の事業者は次々と廃業していくのではないかと危機感を持っています。

小売業に従事する従業員の立場の住民にとっては、小売業の経営者が七戸町民であるかどうかは、就業機会の増減に余り関係がありませんが、七戸町民の経営者が減ることは寂しく感じる場所があります。

私は、当町の事業者が生き残る、あるいは大手と共存共栄していくためにも、当町のやる気のある事業者が、事業者同士、あるいは異業種と連携することから始め、可能であればそれぞれの商業資本を集約し、相乗効果を生み出していくのが最良ではないかと思っております。

道の駅しちのへで開業当初から事業を行ってきた株式会社七戸物産協会が、ヒト・モノ・カネの商業資本を集積し、駅周辺で独自事業を積極的に展開することや、産直友の会をどう育て、どう発展させるかを考えることも商業振興策の一つだと思っています。

私の知り合いで、東京都とか全国の主要な都市にデパートを事業の一つとして行っている会社に勤務している人からたまに電話をもらうのですが、今、新幹線駅周辺が、家が建ったり、いろいろ開発が進んでいるという話をしたときに、デパートでも駅周辺に出せないかというのを相談したところ、開発部のほうとも話を聞いてくれて、やはりそういったところはいろいろなデータを持っているみたいで、人口だとか所得だとか、そうした中で、全国でやはり青森県に出店する有意性は少ない。青森県の中でもどこかといえれば、エルムだという話をされて、ですから、出店する大手というのは、いろいろな我々がない情報をもとに、緻密にそれまでの結果をもとに分析しているので、こちらからホテルの誘致をお願いしてもなかなか来ないとすれば、出店する条件を何か満たしていないものがあるのだろうと思っています。

町長のほうが先に答弁で言われましたけれども、大手、町外、県外の資本が駅周辺にホテルを建てて、そこでお金を落とすとしても、それは結局は町外なり県外に行くことになるので、私も、できれば地元の資本が県外から来る人のお金をここで落としてもらうように、それこそ東八甲田温泉なりが、ほかのホテルが出店したい場所に出店する前に建ててくれるのを一番望んでいて、その手法はいろいろあるとは思いますが、私はそれが現時点では一番いいなと思っています。

私の個人的な考えをいろいろと述べましたが、以上で一般質問を終わります。

○議長（瀬川左一君） これをもって、7番 清悦君の質問を終わります。

以上をもって、一般質問を終結します。

○散会宣告

○議長（瀬川左一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

なお、9月18日の本会議は、午前10時から再開します。

本席から告知します。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前11時26分